

# 長野県一般任期付職員（消費者行政推進業務） 採用選考受験案内

受付期間（持参・郵送）

令和8年1月9日（金）～1月23日（金）17時必着

第1次選考：書類選考

第2次選考：面接選考（第1次選考合格者のみ）

令和8年2月4日（水）午後（予定）

## 1 募集する職員の職種、職位、勤務予定機関、募集予定人数

職の名称	職種	職位	勤務予定機関	予定人数
主任市町村消費者行政 推進支援員	一般任期付 職員	主任級	長野県消費生活センター (長野県松本合同庁舎内)	1名

## 2 任期

- 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）
- 業務の状況、勤務成績等により、本人の同意を得て採用日から5年間を限度に更新する場合があります。

## 3 主な担当業務（主任市町村消費者行政推進支援員）

### （1）市町村の消費生活相談業務の支援

- ア 市町村窓口に寄せられた相談への助言（電話、訪問、オンラインなどによる）
- イ 全国消費生活相談データベースシステム（PIO-NET）端末機の入力及び操作支援

### （2）市町村が行う消費者教育及び啓発業務等の支援

- ア 消費者教育、啓発手法に関する助言
- イ 消費者被害、製品事故情報の迅速な提供
- ウ 高齢者等の見守り活動構築に関する助言
- エ 消費生活サポーターへの活動支援

### （3）市町村消費者行政推進支援員が実施する上記（1）（2）の業務に関する助言、指導等

(4) 市町村の消費生活相談体制の整備及び市町村間の連携調整に関する助言

#### 4 応募資格

(1) 保有資格・経験（次のア、イの両方を満たすことが必要です）

ア 保有資格

消費者安全法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験（※）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認められる者

（※）次のいずれかの資格試験

- ・（独法）国民生活センターが実施する「消費生活専門相談員資格試験」
- ・（一財）日本産業協会が実施する「消費生活アドバイザー資格試験」

イ 経験

国、都道府県又は市町村で、消費生活相談の実務に 5 年以上従事した経験を有する者  
又はそれと同等の経験を有すると認められる者

(2) 欠格事由（次のいずれかに該当する者は応募できません）

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する者（以下はその内容です）

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 長野県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

エ 現在長野県職員（臨時の任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である者

## 5 選考方法

選考区分	内容	日程	合格発表
第1次選考	論文考查 業務に関する専門知識、経験、意欲、適性等について審査します。  【論文課題】 「長野県の消費者行政の課題は何か。自らの資格・経験を活かして、その課題の解決にどのように取り組んでいくか。」	応募書類により選考	1月30日(金) (予定)までに、応募者全員に郵送及びメールで合否を通知します。
	経歴審査 応募者の資格の有無、経歴等について審査します。		
第2次選考	面接考查 第1次選考合格者に対し、人物、専門知識、経験、意欲、適性等について個別面接により審査します。	2月4日(水) (予定)※	第2次選考受験者に郵送で合否を通知します。

※ 第2次選考の詳細日程については、第1次選考合格者に1月30日(金)(予定)までに文書及びメールで通知します。

(選考会場は、長野県松本合同庁舎内の会議室を予定しています。)

## 6 応募手続

### (1) 必要書類

①選考申込書1部(写真貼付)

※ 用紙は、長野県消費生活情報特設サイトからダウンロードできます。

<https://www.nagano-shohi.net/news/9379/>

②論文1部

「長野県の消費者行政の課題は何か。自らの資格・経験を活かして、その課題の解決にどのように取り組んでいくか。」について、原稿用紙(別紙様式)又はA4判用紙を使用し800字程度にまとめたものを提出してください(論文はお返ししません。)。

③ハローワーク紹介状

④上記④(1)アの保有資格の証書の写し(資格をお持ちの場合)

### (2) 申込方法及び受付期間

令和8年1月9日(金)から1月23日(金)までの間に、(1)の必要書類を(3)の提出先に持参するか、簡易書留等の確実な方法により郵送してください。

・持参の場合:(3)の提出先に持参してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

・郵送の場合：封筒の表には「選考（任期付職員）応募」と朱書してください。

1月23日（金）17時までに到着したものに限り受け付けます。

### （3）応募書類の提出先（郵送先）

〒390-0852 松本市大字島立 1020 長野県松本合同庁舎内

長野県消費生活センター (採用担当あて)

※ この選考の実施に際して収集する個人情報は、この採用選考及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

## 7 考査結果の開示について

この選考考査の結果については、口頭により開示を請求することができます。（下表参照）

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接おいでください。

開示内容	開示期間	開示場所
1 論文考査と口述考査の点数及び合計点 (不合格者を含む。)	合格発表日から 1年間	長野県県民文化部 くらし安全・消費生 活課 (県庁7階)
2 資格調査の結果		
3 合格者の順位		

注) 開示請求をしようとする場合、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証などの身分証明書、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、合格通知等）を持参してください。

受付は平日（土、日、祝日及び年末年始以外の日）の午前9時から午後4時30分までです。

## 8 合格から採用まで

意向確認のため、考査後に面接等を行い、最終的に採用者を決定します。

## 9 勤務条件

### （1）給与

一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき、採用者の経歴等を勘案の上、決定します。

採用を予定している主任級職員（主任市町村消費者行政推進支援員）の給料月額は、基本給 28万円～36万円程度のほか地域手当が支給されます。

また、支給要件を満たす場合、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

## (2) 勤務時間

8時30分から17時15分までの7時間45分（休憩1時間）

休日は土日祝日及び年末年始

## (3) 休暇

休暇は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の規定に基づき付与される年次休暇をはじめ、夏季休暇、特別休暇等があります。

## (4) 服務

一般任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

## 10 その他

ア 応募・受験に要する経費は、本人の負担となります。

イ この選考に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

### 【問合せ先】

長野県消費生活センター

〒390-0852 松本市大字島立 1020

長野県松本合同庁舎内

TEL 0263-87-7270（直通）

FAX 0263-40-3701